

抵当権にもとづく物上代位

問題

当社はA社に対する貸金債権を担保するために、A社所有の建物に抵当権を設定して登記しましたが、その建物が火災により焼失しました。本件建物は火災保険が掛けられていましたが、抵当権者である当社は、この火災保険金に対し何らかの権利があるのでしょうか。

1 抵当権の効力

民法304条1項は「先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる」、同条2項は「債務者が先取特権の目的物につき設定した物権の対価についても、前項と同様とする」と規定しています。

同条は先取特権についての規定ですが、民法372条は抵当権について同法304条の規定を準用していますので、抵当権の目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって所有者が受けるべき金銭その他の物及び所有者が抵当権の目的物につき設定した物権の対価に対して抵当権を行使することができます。

これは、目的物の価値を把握する権利であるという抵当権の性質により認められる、抵当目的物の価値が実現した場合の抵当目的物の価値代替物に対する効力で、このような効力を、「物上代位」といいます。

2 物上代位の及ぶ範囲

民法304条1項の「売却、賃貸によって債務者が受けるべき金銭その他の物」とは、抵当目的物の売却代金や抵当目的物の賃料のことをいい、「滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭のその他の物」とは、抵当目的物の損壊により生ずる損害賠償請求権等のことをいい、これらはまさに、抵当目的物の価値を実現したものといえます。

同条2項の「目的物につき設定した物権の対価」とは、抵当目的物に地上権を設定した場合の地代や永小作権の小作料のことをいいます。

火災保険の保険金請求権は、抵当目的物の価値が実現したものではありませんが、目的物の滅失、減少を機縁に所有者に帰属する価値を公平の観点から物上代位を認めるという見解が有力です。福岡高裁宮崎支部昭和32年8月20日判決、福岡高裁小倉支部昭和55年9月11日判決では、火災保険金請求権に抵当権の効力が及ぶことを認める判断がなされています。

3 物上代位権行使の手続

民法372条が準用する同法304条1項但書によれば、物上代位権を行使するには、物上代位目的物（売買代金や賃料、本件でいえば火災保険金請求権）の所有者への払渡し又は引渡しの前に、その差押えを行う必要があります。

物上代位権行使の方法は、民事執行法193条2項により債権執行の規定が準用されるので、債権に対する強制執行と同様の方法によることとなります。すなわち、抵当権者が差押えをし、差押命令送達の日から1週間経過した後に債権を取り立てることができます。

4 「払渡し又は引渡し」の意義

(1) 民法304条1項但書の「払渡し又は引渡し」の意義について、物上代位の目的物の債務者による弁済が典型ですが、他にどのような場合があるか問題となります。

(2) 最高裁平成10年1月30日判決は、物上代位目的物である債権の譲渡が「払渡し又は引渡し」に当たるかという点に関するものです。

同判決の事案は、債権者Bは、平成2年9月28日物上保証人C所有の建物に抵当権を設定し、同日登記を了し、その後、平成5年4月20日CはDに対し抵当目的建物の賃料債権を譲渡し、同日確定日付のある承諾を得たが、平成5年5月10日、Bは同賃料債権につき抵当権の物上代位にもとづく差押命令を得て、同命令は6月10日賃借人に送達されたというものです。

判決は、①民法304条の「払渡し又は引渡し」という言葉には当然には債権譲渡を含むものとは解されないし、物上代位の目的債権が譲渡されたことから必然的に抵当権の効力が右目的債権に及ばなくなると解すべき理由はない、②物上代位の目的債権が譲渡された後に抵当権者が物上代位権にもとづき目的債権の差押えをした場合において、目的債権の債務者は、差押命令の送達を受ける前に目的債権の債権譲受人に弁済した債権の消滅を抵当権者に対抗することができ、弁済をしていない債権についてはこれを供託すれば免責されるのであるから、抵当権者に目的債権の譲渡後における物上代位権の行使を認めても目的債権の債務者の利益が害されることにはならない、③抵当権の効力が物上代位の目的債権についても及ぶことは抵当権設定登記により公示されているとみることができる、④対抗要件を備えた債権譲渡が物上代位に優先すると解するならば、抵当権設定者は、抵当権者からの差押えの前に債権譲渡をすることによって容易に物上代位権の行使を免れることができ、抵当権者の利益を不当に害することになる、という点を指摘し、物上代位の目的債権が譲渡された場合に、債権譲渡は民法304条の「払渡し又は引渡し」に含まれず、抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が具備された後でも、自ら物上代位の目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができるかと判断しました。

5 本件の場合

当社は、A社所有の抵当目的建物にかかる火災保険金請求権に対して抵当権にもとづく物上代位権を行使し、火災保険金請求権を差し押さえて保険会社から支払を受けることができます。火災保険金請求権がA社から第三者に譲渡されたとしても、債権譲受人に火災保険金が支払われてしまうまでは、物上代位にもとづき債権譲受人の有する火災保険金請求権を差し押さえて保険金を取り立てることができます。